# 甲府市公報

## 第 1 4 3 8 号

発行所 甲府市役所

甲府市丸の内一丁目18番1号

発行人 甲府市

毎月5日発行

発行定日が休日に当たるときはその翌日

### 目 次

	L 条	例」	
甲府市森林環境讓与税基金	条例・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••4
甲府市指定通所支援の事業	等の人員	、設備及	び運営に関する基準等
を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
市町村から委託を受けて非	常災害に	より生じ	た廃棄物の処分を行う
ための一般廃棄物処理施設	はに係る生	活環境影	響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例・・・・・・		• • • • • • • • •	·····57
特別職の職員で非常勤のも	のの報酬	及び費用	弁償に関する条例の一
部を改正する条例・・・・・・		• • • • • • • • •	60
甲府市母子世帯児童就学資	金貸付条	:例を廃止`	する条例・・・・・・61
甲府市介護保険条例等の一	一部を改正	する条例	62
甲府市建築基準法施行条例	の一部を	改正する	条例・・・・・・64
甲府市が設置する一般廃棄	等物処理施	設に係る	生活環境影響調査結果
の縦覧等の手続に関する条	例の一部	を改正す	る条例・・・・・・66
	[ 規	則 ]	
市町村から委託を受けて非	常災害に	より生じ	た廃棄物の処分を行う

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の

手続に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を	を
定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例施行規則を廃止する規則・・・	70
甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則の	カ
一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規	魝
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結り	果
の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・	86
甲府市市営住宅管理人設置規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
[ 告 示 ]	
平成30年度下半期の財政状況の公表・・・・・・・88	}
甲府市各企業会計の平成30年度下半期の業務状況の公表・・・・89	)
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
指定障害福祉サービス事業者の指定公示(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
入札告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

指定医療機関の指定公示(4件)・・・・・・・・・・・・・・・・96	生活保護法等指
農用地利用集積計画を定めた旨の公告・・・・・・・・・・100	地縁による団体
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・・・101	開発行為に関す
入札告示(4件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102	犬又は猫等の収
令和元年6月甲府市議会定例会招集告示 6月甲府市議会定例会招集告示 … 115	入札告示
差押調書(謄本)公示送達・・・・・・・・・・・・116	犬又は猫等の収
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・・・117	道路区域の変更
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(3件)・・・・・118	道路の供用開始
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示・・・・・・121	地縁による団体
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示・・・・・・122	開発行為に関す
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・123	差押調書(謄本
住民票を職権消除した者の公示・・・・・・・・・・・124	指定居宅介護支
固定資産税督促状公示送達・・・・・・・・・・・125	国民健康保険料
介護保険料督促状公示送達・・・・・・・・・・・・126	公示送達・・・・・
指定医療機関の指定公示(3件)・・・・・・・・・・・・・・・・・127	地縁による団体
国土調査実施公示・・・・・・・130	入札告示(2件
入札告示・・・・・・・・・131	地縁による団体
差押調書(謄本)公示送達・・・・・・・・・・・134	犬又は猫等の収
配当計算書・充当通知書公示送達・・・・・・・・・・・135	犬又は猫の引取
特定空家等該当通知書公示送達136	地縁による団体
犬又は猫の引取り告示・・・・・・・137	建築基準法第4
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・138	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
指定居宅サービス事業者の廃止公示・・・・・・・・・・139	甲府市民生委員
犬又は猫の引取り告示・・・・・・140	犬又は猫等の収
指定医療機関の事業廃止公示・・・・・・・・・・・・141	令和元年度補正
指定介護機関の記載事項変更公示・・・・・・・・・・・・142	地縁による団体
生活保護法等指定介護機関休止公示・・・・・・・・・・・143	プロポーザル方
	•

生活保護法等指定介護機関廃止公示・・・・・・・・・・・・144
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(2件)・・・・・145
開発行為に関する工事の完了公告(2件)・・・・・・・・・・147
犬又は猫等の収容告示・・・・・・・・・・・・・・・・149
入札告示・・・・・・・・・・・・・・・・150
犬又は猫等の収容告示・・・・・・・・・・・・・・・・153
道路区域の変更告示・・・・・・・154
道路の供用開始告示(3件)・・・・・・・・・・・・・・・・・155
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(2件)・・・・・・158
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・・・・・・・・160
差押調書(謄本)公示送達・・・・・・・・・・・・161
指定居宅介護支援事業者の指定公示・・・・・・・・・・・・162
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書・納入通知書兼更正通知書
公示送達・・・・・・・・・・163
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(2件)・・・・・164
入札告示(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示・・・・・・・171
犬又は猫等の収容告示・・・・・・・・172
犬又は猫の引取り告示・・・・・・・173
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示・・・・・・・174
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定公告
175
甲府市民生委員の定数を定める告示・・・・・・・・・・176
犬又は猫等の収容告示・・・・・・177
令和元年度補正予算の公表・・・・・・・・・・・・・178
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示・・・・・・・179
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告・・・・・・・・・・180

介護保険被保険者証無効告示・・・・・・・182		
開発行為に関する工事の完了公告・・・・・・183		
甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示・・・・・・184		
景観保全型広告規制地区の指定公示・・・・・・・186		
[ 教育委員会 ]		
入札告示(2件)・・・・・・・・・・・・・188		
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納		
事務委託の告示された事項に係る変更告示・・・・・・194		
[ 選挙管理委員会 ]		
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の		
告示・・・・・・・195		
[ 農業委員会 ]		
甲府市農業委員会 6 月定例総会招集公告 · · · · · · · 196		
[ 上下水道局 ]		
入札告示 (2件)197		
[ 任免辞令 ]		
市長事務部局・・・・・・203		
※別紙・別冊についての掲載は省略しています。		

# 条例

甲府市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年6月28日

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市条例第2号

甲府市森林環境讓与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、甲府市 森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てる場合 に限り、これを処分することができる。 (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第3号

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 児童発達支援
  - 第1節 基本方針(第6条)
  - 第2節 人員に関する基準(第7条~第10条)
  - 第3節 設備に関する基準 (第11条・第12条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第13条~第56条)
  - 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第57条~第60条)
  - 第6節 基準該当通所支援に関する基準 (第61条~第67条)
- 第3章 医療型児童発達支援
  - 第1節 基本方針(第68条)
  - 第2節 人員に関する基準 (第69条・第70条)
  - 第3節 設備に関する基準(第71条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第72条~第78条)
- 第4章 放課後等デイサービス
  - 第1節 基本方針(第79条)
  - 第2節 人員に関する基準 (第80条・第81条)
  - 第3節 設備に関する基準 (第82条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第83条~第85条)

- 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (第86条)
- 第6節 基準該当通所支援に関する基準(第87条~第90条)
- 第5章 居宅訪問型児童発達支援
  - 第1節 基本方針(第91条)
  - 第2節 人員に関する基準(第92条・第93条)
  - 第3節 設備に関する基準(第94条)
  - 第4節 運営に関する基準 (第95条~第98条)
- 第6章 保育所等訪問支援
  - 第1節 基本方針(第99条)
  - 第2節 人員に関する基準(第100条・第101条)
  - 第3節 設備に関する基準(第102条)
  - 第4節 運営に関する基準(第103条)
- 第7章 多機能型事業所に関する特例(第104条~第106条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護 者をいう。
  - (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
  - (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
  - (4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の

- 5の13第2項において同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通 所給付費等の支給について適用する場合を含む。) に掲げる額をいう。
- (5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項において同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (6) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (7) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。
- (8) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決 定の有効期間をいう。
- (9) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。
- (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項において同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (11) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5 の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (12) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。
- (13) 多機能型事業所 第6条に規定する指定児童発達支援の事業、第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第79条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第91条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第99条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31

年3月条例第6号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第83条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第191条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件)

- 第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)
- 第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第29条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する 障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援の提供 に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する

障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 指定障害児通所支援事業者は、その役員等(法第21条の5の15第3項 第6号に規定する役員等をいう。)が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条 例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第6条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに 集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなけ ればならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第7条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいい、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。次号において「児童福祉施設基準省令」という。)第43条各号(第9号及び第10号を除く。)のいずれかに該当する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者若しくは3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものであるものとする。以下同じ。)、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者を

含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 障害児の数が10までのもの 2以上
- イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又は その端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 (障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設基準省令第49条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を 営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むの に必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならな い。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとに その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合に は、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験 者の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
  - (1) 嘱託医 1以上
  - (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 1 以上
  - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
  - (4) 機能訓練担当職員 1以上

- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人 以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上 は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で なければならない。
- 第8条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第4号の調理員を置かないことができる。
  - (1) 嘱託医 1以上
  - (2) 児童指導員及び保育士
    - ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおれる障害児の数を4で除して得た数以上
    - イ 児童指導員 1以上
    - ウ 保育士 1以上
  - (3) 栄養士 1以上
  - (4) 調理員 1以上
  - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を 営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければなら ない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の 総数に含めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所 には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなけれ

ばならないものとし、その員数は、当該各号に定める数とする。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
- (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数
- 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達 支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を 置かなければならないものとし、その員数は、当該各号に定める数とする。この 場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保 育士の総数に含めることができる。
  - (1) 看護職員 1以上
  - (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達 支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われる ものをいう。
- 6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(管理者)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務 に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の 管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職 務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させるこ とができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第10条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援セ

ンターであるものを除く。) における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。) と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。) を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

#### 第3節 設備に関する基準

- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。以下この項及び附則第3項において同じ。)は、指導訓練室及び相談室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定児童発達支援事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。
- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り 等を備えなければならない。
- 4 第1項に規定する相談室及び指定児童発達支援の提供に必要な設備は、障害児 の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 第12条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及

び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を 通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児 童発達支援事業所にあっては、この限りでない。
  - (1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

- イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。
- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児 童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業 所は聴力検査室を設けなければならない。
- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第13条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第14条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第39条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始についてその同意を得なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条 の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性

に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

- 第15条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該 指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児 童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項 (第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決 定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第16条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第51条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有

無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給 量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

- 第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、 市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害 児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービス を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指 定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供 の都度記録しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定 保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならな い。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支

払の範囲等)

- 第24条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定 保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通 所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保 護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所 給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにすると ともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。 ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでな い。

(通所利用者負担額の受領)

- 第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供 した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援 費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定 児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号に あっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限 る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第23条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払 を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定 保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、その同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第26条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通 所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、第25条第2項の法定代理受領を行わない指定児 童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支 援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書 を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第28条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に 基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、 指定児童発達支援の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮 しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必 要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況
  - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の 内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
  - (児童発達支援計画の作成等)
- 第29条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児 童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第56条第2項第2号において 「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者 及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責 任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、そ の理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に 対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、 児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付 決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によ りその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の 実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において 「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を 把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に 応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者 との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところに より行わなければならない。
  - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第30条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業 務を行うものとする。
  - (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
  - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

- 第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立 の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わ なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立する とともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わ なければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な 社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければなら ない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定 保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第33条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するもので

なければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに 障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を 営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第34条 指定児童発達支援事業者は、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

- 第35条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に 掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に 掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健 康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発 達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければ ならない。

児童相談所等における障害児の通所開	通所する障害児に対する障害児の通所
始前の健康診断	開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診	定期の健康診断又は臨時の健康診断
断	

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業

者の健康診断に当たっては、十分に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第36条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っている際に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

- 第38条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 利用定員
  - (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - 10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第40条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を 提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体 制を定めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発 達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。た だし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第41条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、 指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむ を得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第42条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際 の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しな ければならない。
- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定児童発達支援事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、非常災害の際に、通所する障害児及び職員が必要 とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備 及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

- 第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水 について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康 管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。

(協力医療機関)

第44条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。次条において同じ。)を定めなければならない。

(掲示)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所 に、運営規程(第39条の事業の運営についての重要事項に関する規程をい う。)の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービ スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第48条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)

の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本 文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定に より懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛 を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第49条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者 であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘 密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に 規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害福祉サービス事業者等(障 害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をい う。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関 する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意 を得なければならない。

(情報の提供等)

- 第50条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害 児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が 実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行

う者等又はこれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

- 第52条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内 容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該知事等に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

- 第53条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその 自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならな い。
- 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所に おいて、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地 域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学 し、若しくは在籍する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校若し

くは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第54条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に ついて、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)
- 第55条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分 するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しな ければならない。

(記録の整備)

- 第56条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存し なければならない。
  - (1) 第23条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の 提供の記録
  - (2) 児童発達支援計画
  - (3) 第37条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 第46条第2項の規定による身体的拘束等の記録
  - (5) 第52条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

- 第57条 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第65条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
  - (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第83条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
  - (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

- 第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第103条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第66条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
  - (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及

び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第176条第2項第2号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第66条第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第102条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

- 第59条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第67条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
  - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第

83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サ ービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所をいう。第67条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅 介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第 192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項 に規定する登録者をいう。) の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等 基準条例第101条に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練 (機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第144条に規定する共生型 自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定 障害福祉サービス等基準条例第159条に規定する共生型自立訓練(生活訓 練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス (第86条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型 通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護 事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下こ の条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第67条において同じ。)、サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス 基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所をいう。第67条において同じ。)又はサテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例 第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護・ (指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型

居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第67条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているこ

と。

(準用)

第60条 第6条、第9条、第10条及び前節(第13条を除く。)の規定は、共 生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

- 第61条 基準該当児童発達支援事業者(児童発達支援に係る基準該当通所支援 (以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事 業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従 業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提 供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又 はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
    - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又は その端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上 は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

- 第62条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するととも に、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならな い。
- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用

に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、 この限りでない。

(利用定員)

- 第63条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。 (準用)
- 第64条 第6条、第9条及び第4節(第13条、第25条第1項及び第4項、第 26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項 を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

- 第65条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達 支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児 に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発 達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援 事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第25条第2項、第3項、 第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指 定生活介護事業所については適用しない。
  - (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
  - (2) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第66条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第64条(第25条第

- 2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の 規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。
- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が 提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの 条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障 害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として 必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 第67条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第64条(第25条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。
  - (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機 能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第 1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サ ービス等基準条例第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通い

サービス、指定障害福祉サービス等基準条例第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
2 8 人	17人
2 9 人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型

サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第90条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第68条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第69条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる 従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常 生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなけ ればならない。
- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

- 第70条 第9条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第3節 設備に関する基準
- 第71条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
  - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
  - (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第72条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額等の受領)

- 第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を 受けるものとする。
  - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
  - (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便 宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第60条第4項の規定により厚 生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を 受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保 護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供 に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及 び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童

発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定 医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医 療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサー ビス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなら ない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 利用定員
  - (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用 の種類及びその額
  - (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定 医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
  - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - 10 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

- 第77条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第79条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第80条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数ア 障害児の数が10までのもの 2以上
    - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又は その端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等 デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただ し、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生 活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担 当職員を置かないことができる。
  - (1) 嘱託医 1以上
  - (2) 看護職員 1以上
  - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
  - (4) 機能訓練担当職員 1以上
  - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等 デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に

行われるものをいう。

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人 以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上 は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で なければならない。

(準用)

第81条 第9条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について で準用する。

第3節 設備に関する基準

- 第82条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室及び相談室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定放課後等デイサービス事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定放課後等デイサービス事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。
- 2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り 等を備えなければならない。
- 4 第1項に規定する相談室及び指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備 は、障害児の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業 の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合 は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第83条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業

所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

- 第84条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供 した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利 用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内 容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

(準用)

第85条 第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第84条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第86条 第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数等)

- 第87条 基準該当放課後等デイサービス事業者(放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
    - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又は その端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上 は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの 事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない 場合は、この限りでない。

(利用定員)

第89条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上と する。

(準用)

第90条 第9条、第14条から第24条まで、第27条第2項、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第65条から第67条まで、第79条及び第84条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第91条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を修得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数等)

- 第92条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第93条 第9条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第92条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備、備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業 の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合 は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を 提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る 通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第97条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する 費用の種類及びその額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第99条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

- 第100条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業 所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
  - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定保育 所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第101条 第9条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第100条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第102条 第94条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。 第4節 運営に関する基準

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第69条、第80条第1項、第2項及び第4項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1

号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定 児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」 とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは 「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定 通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは 「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通 所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事 業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、 同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、 「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中 「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに 同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能 型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事 業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課 後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後 等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイ サービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デ イサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下 「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業 所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」と いう。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業 のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第7条第5項及び第80条第5項の規 定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任 者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない とすることができる。

(設備に関する特例)

第105条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配 慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができ る。

(利用定員に関する特例)

- 第106条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用 定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以 上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業 所は、第13条、第72条及び第83条の規定にかかわらず、その利用定員を5 人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び 重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる生活介 護の事業を併せて行う場合にあっては、第13条、第72条及び第83条の規定 にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて 5人以上とすることができる。
- 5 振興山村その他の地域であって基準省令第82条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直

すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下この項において「整備法」という。)附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第8条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)

- 3 平成25年4月1日前から存する指定児童発達支援事業所の建物(同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、第11条第1項に規定する相談室を設けないことができる。
- 4 平成25年4月1日前から存する指定放課後等デイサービス事業所の建物(同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、第82条第1項に規定する相談室を設けないことができる。

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第60条の20の2中「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第66号。以下この条において「指定通所支援条例」という。)第7条第1項」を「甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。)第7条第1項」に、「指定通所支援条例第6条」を「指定通所支援基準条例第6条」に、「指定通所支援条例第74条第1項」を「指定通所支援基準条例第80条第1項」に、「指定通所支援条例第

73条」を「指定通所支援基準条例第79条」に、「指定通所支援条例第7条第 1項」を「指定通所支援基準条例第7条第1項」に改める。

(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

6 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成31年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第118条中「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第66号」を「甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号」に、「第74条第1項」を「第80条第1項」に、「第73条」を「第79条」に改める。

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正)

7 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例(平成31年3月条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例 (平成24年山梨県条例第66号」を「甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号」に、「第63条」を「第68条」に、「第73条」を「第79条」に、「第82条の2」を「第91条」に、「第83条」を「第99条」に改める。

第101条中「第74条第1項」を「第80条第1項」に、「第73条」を「第79条」に改める。

第103条第1号中「第56条の2」を「第57条」に、「第79条の2」を 「第86条」に改める。

第106条第1号、第2号及び第4号、第123条第1号及び第2号、第 148条第1号、第2号及び第4号並びに第163条第1号、第2号及び第4号 中「第62条の2」を「第67条」に、「第82条」を「第90条」に改める。

第257条第1項中「第64条」を「第69条」に改める。

(甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

8 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成

31年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第92条第1項中「山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例 (平成24年山梨県条例第66号」を「甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号」に、「第63条」を「第68条」に、「第73条」を「第79条」に改める。 市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第4号

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一 般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する者(以下「受託者」という。)が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の機覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) 第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「施設」という。) とする。

(縦覧の実施の届出)

- 第3条 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に 供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければ ならない。
  - (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 施設の名称
  - (3) 施設の設置の場所
  - (4) 施設の種類
  - (5) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (6) 施設の処理能力
  - (7) 実施した生活環境影響調査の項目
  - (8) 報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)
  - (9) 意見書の提出先

(縦覧の告示)

- 第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに次に掲げる事項 を告示するものとする。
  - (1) 前条各号に掲げる事項
  - (2) 利害関係者は、意見書の提出期限までに意見書を受託者に提出することができる旨
  - (3) 意見書の提出期限

(縦覧の場所及び期間)

- 第5条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 受託者の主たる事業所
  - (2) 甲府市環境部
  - (3) その他市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の主たる事業所
- (2) その他市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は山梨県環境影響評価条例(平成10年山梨県条例第1号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、受託者が生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が 含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付 し、当該区域における縦覧等の手続について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第5号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10 月条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表48の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表49の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表50の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表51の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表52の項中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表53の項中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改め、同表54の項及び55の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表56の項中「10,700円」を「10,900円」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。 令和元年6月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

# 甲府市条例第6号

甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例を廃止する条例 甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例(昭和35年12月条例第31号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第7号

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第1条 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改 正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの」を削り、「3万5,000円」を「平成30年度にあっては3万5,000円と、平成31年度及び令和2年度にあっては2万9,160円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2 号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成 31年度及び令和2年度にあっては、5万6,390円とする。

(甲府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第6号) の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年度から平成32年度までの」を削り、「5万4,440円」を「平成30年度にあっては5万4,440円と、平成31年度及び令和2年度にあっては4万6,660円」に改める。

附則第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条 例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

# (経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和元年6月28日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

# 甲府市条例第8号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例(昭和54年12月条例第37号)の一部を次のよう に改正する。

第28条の2第1項、第28条の3第1項、第28条の4第1項、第28条の5 第1項、第28条の6、第28条の7及び第28条の8第1項中「第87条の2」 を「第87条の4」に改める。

別表の第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の第7号の次 に次のように加える。

(7)の2 法第48条第16項第	用途地域等における増築	12万円
1号の規定に基づく増築等の	等許可申請手数料	
許可の申請に対する審査		
(7)の3 法第48条第16項第	住居の環境悪化防止措置	14万円
2号の規定に基づく住居の環	が講じられている建築物	
境悪化防止措置が講じられて	の用途地域等における建	
いる建築物の建築の許可の申	築許可申請手数料	
請に対する審査		

別表の第9号の2中「第53条第4項」の次に「及び第5項」を加え、「16万円」を「3万3,000円」に改め、同表の第10号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の第36号中「第86条の8第3項」の次に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の次に次のように加える。

(別の2 法第87条の2第1項 | 既存の1の建築物に係る | 2万7,000円 |

の規定に基づく既存の1の建	用途変更に伴う2以上の	
築物に係る用途変更に伴う2	工事の全体計画の特例認	
以上の工事を行う場合の全体	定申請手数料	
計画に関する特例の認定の申		
請に対する審査		
16の3 法第87条の3第5項	興行場等としての使用許	12万円
の規定に基づく興行場等とし	可申請手数料	
ての使用の許可の申請に対す		
る審査		
圖の4 法第87条の3第6項	特別興行場等としての使	16万円
の規定に基づく特別興行場等	用許可申請手数料	
としての使用の許可の申請に		
対する審査		

附則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の 施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の第9号の2の規定は、この条例の施行の日以後 にされた申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料に ついては、なお従前の例による。

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市条例第9号

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例(平成12年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設についての準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定に基づく非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更における報告書等の縦覧及び意見書の提出について準用する。この場合において、第4条第2項中「1月間」とあるのは「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規則

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第2号

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(令和元年6月条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(甲府市環境部における縦覧時間等)

- 第3条 甲府市環境部における縦覧は、甲府市の休日を定める条例(平成元年3月 条例第13号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後 5時15分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、報告書等を縦 覧に供しない日を設け、又は縦覧の時間を変更することができる。

(意見書の記載事項)

- 第4条 意見書を提出しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、これを行うものとする。
  - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所 又は事業所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる施設の名称
  - (3) 意見書の提出の対象となる施設の設置又は変更につき有する利害関係
  - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見 附 則
  - この規則は、公布の日から施行する。

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

## 甲府市長 樋 口 雄 一

## 甲府市規則第3号

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規 則の一部を改正する規則

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則 (平成19年3月規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「岸川仁和副市長」を「上村昇副市長」に改める。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

# 甲府市規則第4号

甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例施行規則を廃止する規則 甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例施行規則(昭和35年12月規則第65号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第5号

甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則の一部を改 正する規則

甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則(平成24年3月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例 (平成24年山梨県条例第68号)及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準 等を定める条例(平成24年山梨県条例第66号」を「甲府市指定障害福祉サービ スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条 例第6号)及び甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例(令和元年6月条例第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を 定める条例又は山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(以下これらを「県条例」を「甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例又は甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 営に関する基準等を定める条例(以下これらを「条例」に改め、同項第2号及び第 3号中「県条例」を「条例」に改める。

第7条第5項並びに第8条第2号及び第3号中「県条例」を「条例」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第6号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成5年 12月規則第51号)の一部を次のように改正する。

第30条中第19号を第22号とし、第15号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の3号を加える。

- (15) 法第9条の3の3第1項の規定による届出書 非常災害に係る一般廃棄物処 理施設設置届出書(第43号様式の2)
- (16) 省令第5条の10の10の届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更 届出書(第43号様式の3)
- (17) 省令第5条の10の12の届出書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第43号様式の4)

第37条の次に次の1条を加える。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知)

第37条の2 法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第 4項ただし書(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に よる通知は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設確認通知書(第56号様式の 2)によるものとする。

第43号様式の次に次の3様式を加える。

# 第43号様式の2 (第30条関係)

#### 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般 廃棄物の種類			
着工予定年月日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日
※届出年月日	年	月	日
		m³/目(	)時間
一般廃棄物処理施設の処理能力		t / 日 (	)時間
		m³/時間	
		t /時間	

施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項  - 一般廃棄物処理施設の機造及び設備  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備  - 一般理方法	△一般廃棄物処理	一般廃棄物 	<b>勿処理施設の</b>	
東項	施設の位置、構	位置		
事項	造等の設置に関	一般廃棄物	<b>勿処理施設の</b>	
構造及び設備  量 処理方法 処理に伴 (排出の方 い生ずる 法 (排出口 排ガス及 の位置、排 び排水 出先等を含 む。)を含 む。) 設計計算上達成するこ とができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項	する計画に係る	処理方式		
量	事項	一般廃棄物	<b>勿処理施設の</b>	
処理方法 処理に伴 (排出の方 い生ずる 法 (排出口 排ガス及 の位置、排 び排水 出先等を含 む。)を含 む。) 設計計算上達成することができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		構造及び記	<b></b>	
処理に伴いまする 法 (排出口 排ガス及 が排水 出先等を含む。)を含む。)を含む。)を含む。)を計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する事項			量	
い生ずる 排ガス及 の位置、排 び排水 出先等を含 む。)を含 む。) 設計計算上達成するこ とができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項			処理方法	
排ガス及 の位置、排 び排水 出先等を含 む。)を含 む。) 設計計算上達成するこ とができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		処理に伴	(排出の方	
び排水 出先等を含む。)を含む。)を含む。) 設計計算上達成することができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		い生ずる	法(排出口	
む。)を含む。) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		排ガス及	の位置、排	
む。) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		び排水	出先等を含	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			む。)を含	
とができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項			む。)	
状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		設計計算上達成するこ		
他の生活環境への負荷 に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		とができる排ガスの性		
に関する数値 その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		状、放流水の水質その		
その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		他の生活理	環境への負荷	
施設の構造等に関する事項		に関する数	<b></b> 数值	
事項		その他一般廃棄物処理		
		施設の構造等に関する		
		事項		
	※事務処理欄			
	△一般廃棄物処理	排ガスのヤ	生状、放流水	
△一般廃棄物処理 排ガスの性状、放流水	施設の維持管理	の水質等に	こついて周辺	
	に関する計画に	地域の生活	舌環境の保全	
施設の維持管理の水質等について周辺	係る事項	のため達成	成することと	
施設の維持管理 の水質等について周辺 に関する計画に 地域の生活環境の保全				

	排ガスの性状及び放流 水の水質の測定頻度に 関する事項 その他一般廃棄物処理 施設の維持管理に関す る事項		
処理に伴い生ずる 一般廃棄物の処分 方法(ごみ処理施 設の場合)	区分	自家処分	委託処分
汚泥等の処分方法   (し尿処理施設の	区分	自家処分	委託処分
場合)	処分方法		
△一般廃棄物の搬力 法に関する事項	人及び搬出の時間及び方		
※事務処理欄			

届出者(個人であ	る場合)	
(ふりがな)	生年月日	本籍
氏 名	(土平月日 	住所
(法人であ	る場合)	
(ふりがな)		所在地
名 称		7月1年16
法定代理人(届出者	が法第7条第5項第4号チャ	こ規定する未成年者である場合)
(ふりがな)	生年月日	本籍
氏名又は名称		住所
役員(届出者が法)	人である場合)	
(ふりがな)	生年月日	本籍
氏 名	役職名・呼称	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の 総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額	本籍
		割合	住所

# 政令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

生年月日 (これがわ)	本籍	
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼 称	住所

※事	·務夘	1.理欄
----	-----	------

- 注1 ※欄は記入しないこと。
  - 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の 別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等 の別を括弧書すること。
  - 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合 ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
  - 4 △欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
    - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
  - 5 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 6 「区分」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
  - 7 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの 各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないと きは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付するこ と。
  - 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者 であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準 ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

# 第43号様式の3 (第30条関係)

#### 非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所 氏 名 即 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する事項を変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	战廃棄物処理施設の設 )場所				
一般類	と廃棄物処理施設の種				
届出	年月日	年	月	日	
変	一般廃棄物処理施設				
更	において処理する一				
の	般廃棄物の種類				

内		変更前	変更後
容	一般廃棄物処理施設 の処理能力 △一般廃棄物処理施	m <sup>3</sup> /日()時間 t/日()時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日()時間 t/日()時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
	ひ一般廃棄物処理施 設の位置、構造等 の設置に関する計 画		
	△一般廃棄物処理施 設の維持管理に関 する計画		
変更	「の理由		
着工	_予定年月日 	年	月 日
使用	]開始予定年月日	年	月日
※事	孫処理欄		

- 注1 ※欄は記入しないこと。
  - 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の 別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等 の別を括弧書にすること。
  - 3 △欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
    - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
    - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
    - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
    - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
  - 4 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別 紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものと すること。

# 第43号様式の4(第30条関係)

#### 非常災害に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所 氏 名 即 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条 第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般	廃棄物処理施設の名称							
一般廃棄物処理施設の設置の場所								
一般廃棄物処理施設の種類								
許可	の年月日及び許可番号又は届	許可	(届出	4)				
出の	年月日			年	月	日	第	号
変	△軽微な変更							
更								
の	氏名又は名称及び住所並び							
内	に法人にあっては、その代							
容	表者の氏名の変更							

△省令第5条の10の11 において準用する第5条 の4(第3号及び第6号 に係る部分を除く。)に 掲げる事項の変更

省令第5条の10の11において準用する第5条の4第6号に掲げる事項

	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼 称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		再開の年月日	年 月 日
※事務処理欄			

- 注1 ※欄は記入しないこと。
  - 2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 3 「省令第5条の10の11において準用する第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記入することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

第56号様式の次に次の1様式を加える。 第56号様式の2 (第37条の2関係)

# 非常災害に係る一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号 年 月 日

様

印 甲府市長

年 月 日付けで届出のあった次の施設については、その届出の内 容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条 の3の3第3項において読み替えて準用する

第9条の3第4項

第9条の3第4項 第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第4項

の規定により通知します。

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	非常災害に係る一般廃棄物処理施設(設置・変更)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第7号

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則(平成12年7月規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第2項」の次に「(条例第8条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅管理人設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

# 甲府市規則第8号

甲府市市営住宅管理人設置規則の一部を改正する規則 甲府市市営住宅管理人設置規則(昭和30年9月規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第69条第3項」を「第79条第4項」に改める。 第4条中「第69条第4項」を「第79条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

甲府市告示第311号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成30年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和元年6月1日

甲府市長 樋 口 雄 一

地方公営企業法第40条の2の規定及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成30年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和元年6月1日

甲府市長 樋 口 雄 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月4日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市富竹四丁目1225番1、1225番21から1225番26まで、 1228番1及び1228番12から1228番21まで、並びに甲斐市富竹 新田字東耕地580番1から580番5まで及び586番1から586番4まで

以上27筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町5216番地1

有限会社明和ホーム

代表取締役 依 田 由 紀 夫

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年6月4日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

企業組合介護·障害支援 CFK 1 事業者名 2 事業者の所在地 甲府市上石田三丁目8番8号4 3 事業所名 ケアフォーラム甲府 4 事業所の所在地 甲府市上石田三丁目8番8号4 居宅介護、重度訪問介護 5 事業の種類 主たる対象者 6 特定なし 1910102571 7 指定事業所番号 8 指定年月日 令和元年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年6月4日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 事業者名 一般社団法人 晴

2 事業者の所在地 甲府市中央一丁目5番6号

3 事業所名 ヘルパーステーション つゆき

4 事業所の所在地 甲府市中央四丁目1番9号 2F

5 事業の種類 居宅介護、重度訪問介護

6 主たる対象者 特定なし

7 指定事業所番号 1910102589

8 指定年月日 令和元年6月1日

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月4日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 入札対象業務

(1)入札番号 (業務委託)第433号

(2)業務名称 緑が丘スポーツ公園施設長寿命化計画策定業務

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年2月28日

(4)履行場所仕様書等による(5)業務内容仕様書等による

(6)予定価格公表しない(7)最低制限価格設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満た す者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」、「建設コンサルタント(都市計画及び地方計画、造園の両方)」のすべてに登録されている者であること。
- (3)過去5年以内に、山梨県内の自治体において公園施設長寿命化計画策定業務を受注し、完了した実績を持っている者であること。
- (4) 管理技術者は、山梨県内の公園施設長寿命化計画策定に関する実績を有し、 技術士(建設部門)の資格を有した者であること。

また、照査技術者は、技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)及び認定アセットマネージャー国際資格の資格を有した者であること。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であ ってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指 名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でない こと。
- (8)入札の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。

- (9)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 市税の滞納がない者であること。
- (11) 受注者は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほかに、次に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを監督員へ提出するものとする。

ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)

ISO9001 (品質管理システム)

JISQ55001 (アセットマネジメントシステム)

- 3 仕様書等の配布期間、配布場所、配布方法及び参加申請の受付等
- (1)配布期間 令和元年6月4日~令和元年6月14日 (この期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時00分~午後5時00分

(2) 配布場所 甲府市まちづくり部まち総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 8階

055-237-5797

- (3)配布方法 直接配布とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月4日~令和元年6月14日

(この期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時00分~午後5時00分

イ 場所 甲府市まちづくり部まち総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 8階

055-237-5797

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年6月27日(木) 10時00分
- (2)場所 甲府市役所 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は使用に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

令和元年6月4日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1 名称みさき薬局 塩部2 所 在 地甲府市塩部四丁目13番9号3 開 設 者有限会社ダイナ 代表取締役 佐藤隆4 指定の期間令和元年5月1日から令和7年4月30日5 指 定 番 号生薬甲 1-3

令和元年6月4日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 大城眼科

2 所 在 地 甲府市塩部四丁目14番14号

3 開設者 大城智洋

4 指定の期間 令和元年5月1日からみなし令和 年 月 日

(「指定更新のみなし」有のため期限なし)

5 指定番号 生医甲 1-9

令和元年6月4日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1	名 称	調剤薬局ツルハドラッグ和戸店
2	所 在 地	甲府市和戸町814番地1
		フレスポ甲府東SC内
3	開設者	株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴羽 順
4	指定の期間	令和元年5月1日から令和7年4月30日
5	指定番号	生薬甲 1-5

令和元年6月4日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 大森歯科医院

2 所 在 地 甲府市上町1045番地7

3 開 設 者 大森雄介

4 指定の期間 令和元年5月1日からみなし令和 年 月 日

(「指定更新のみなし」有のため期限なし)

5 指定番号 生歯甲 1-2

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。 なお、次のとおり閲覧に供する。

令和元年6月5日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間 告示の日から2週間

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月5日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国母八丁目941番3、941番9、941番10、942番1、942番3から942番13まで、944番1及び944番3から944番9まで

以上23筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢二丁目13番5号

小口マタイ株式会社

代表取締役 小 口 博

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年6月5日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

# 一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号	( // / / / /		0月.		
八化留亏					
			工事(市道 高畑西条線)		
		② (街路 – 6	3) 配水管布設替工事		
工事場所		甲府市国母丑	T.丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	<ul> <li>・施工延長</li> <li>・側溝工(400型)</li> <li>・側溝工(1000型)</li> <li>・側溝工(300型)</li> <li>・側溝工(300型)</li> <li>・銀石工</li> <li>・歩道舗装工</li> <li>・本道舗装工</li> <li>・本事道舗装工</li> <li>・のIP. GX(φ150)</li> <li>・DIP. GX(φ150)</li> <li>・DIP. K(φ150)</li> <li>・RRVP(φ150)</li> <li>・RRVP(φ150)</li> <li>・RRVP(φ150)</li> <li>・化切弁. GX(φ150)</li> <li>・仕切弁. GX(φ75)</li> <li>・仕切弁. GX(φ75)</li> <li>・水抜栓</li> </ul>	5. 0 m 4. 0 m 3. 0 m 4. 5 m 6. 0 m <sup>2</sup> 9. 0 m <sup>2</sup> 1 式	
	2	工期	令和2年1月31日まで		
	3	予定価格 (税込み)	56,859,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>		
	4	分別解体等及 実施義務	めび特定建設資材廃棄物の再資源化等	の適用	

	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
入札参加資格	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と配水管布設替工事等との合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、 2,800万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和元年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和元年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和元年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和元年 6 月 1 4 日 <u>午後 3 時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和元年6月5日
日程	7	設計図書配付締切日	令和元年6月21日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年6月21日
	10	入札日時	令和元年 6 月 2 8 日 午前 9 時 0 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和元年7月3日
	12	開札日時	令和元年7月9日 午前9時00分

	13	落札者決定日	令和元年7月10日	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年6月26日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和元年6月27日	
価格以外の	1	質問	令和元年7月5日まで	
評価に関する照会	2	回答	令和元年7月8日	
価格以外の許 を修正した場		公表	令和元年7月8日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 適用 (甲府市低入札価格調査実施要綱 改正)		格調査実施要綱(平成31年4月1日		
支払条件		前金払	請求できる	
		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)	
		部分払	請求できる	
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18 電話055-237-5	3番1号	

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年6月5日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

# 一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

一般競爭人和(総合評価洛札方式)公告個別事項				
入札番号		合併(舗装)3号		
工事名		①市道舗装工事(31-2) ②(路4-22)路面復旧工事 ③下水道修繕工事(公共R1-4)		
工事場所		甲府市東下条	冬町地内 外	
工事概要	1	工事内容	<ul><li>・舗装工</li><li>・区標工</li><li>・付帯工</li><li>【2号箇所】</li><li>・施装工</li><li>・舗装工</li><li>【3号箇所】</li><li>・施工延長</li></ul>	A = 1 6 2. 0 m²         L = 1 6. 2 m         A = 3 8. 0 m²         L = 4. 0 m         立度 t = 5 0)         A = 1, 3 2 1. 0 m²         立度 t = 3 0)         A = 3 5. 0 m²         立度 t = 5 0)         A = 1 4 1. 0 m²         変調整砕石)         A = 6 0. 0 m²

			<b>臺調整取替工</b> 4箇所
	2	・付帯工         工期       令和元年1	1式 11月29日まで
	3	予定価格 44,82	25,000円 目当額10%で積算)
	4		投資材廃棄物の再資源化等の適用
	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値(P)650点以上
入札参加資格	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和元年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和元年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和元年6月5日
    日程	4	申請書受付締切日	令和元年 6 月 1 4 日 <u>午後 3 時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和元年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月21日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月5日

		1		
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年6月21日	
10		入札日時	令和元年6月28日 午前9時20分	
	11	価格以外の評価点公表 日	令和元年7月3日	
	12	開札日時	令和元年7月9日 午前9時20分	
	13	落札者決定日	令和元年7月10日	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年6月26日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和元年6月27日	
価格以外の	1	質問	令和元年7月5日まで	
評価に関す る照会	2	回答	令和元年7月8日	
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和元年7月8日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度		適用(甲府市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日 改正)		
士北久/叶	_	前金払	請求できる	
支払条件 		中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月5日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

# 一般競争入札 公告個別事項

入札番号	上番号 合併(舗装) 4 号		4 号	
工事名		①舗装修繕工事(31-1) ②下水道修繕工事(公共R1-2)		
工事場所		甲府市屋形三丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	・舗装工 ・区画線コ ・付帯工 ②・桝上部訓	1式
工事队及	2	工期	令和元年9月	]27日まで
	3	予定価格 (税込み)	13,640	0, 400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用		
	1	本店所在地		甲府市内
	2	競争入札参加	叩資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値(P)650点以上
入札参加資 格	3	同種工事施コ	工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術	<b>う者の資格</b>	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等	<b>拿配付開始日</b>	令和元年6月5日

	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月14日	
	3	申請書受付開始日	令和元年6月5日	
	4	申請書受付締切日	令和元年6月14日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年6月20日	
	6	設計図書配付開始日	令和元年6月5日	
	7	設計図書配付締切日	令和元年6月21日	
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月5日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年6月21日	
	10	入札及び開札日時	令和元年6月28日 午前9時40分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年6月26日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和元年6月27日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度		適用(甲府市低入札価格改正)	調査実施要綱(平成31年4月1日	
士士友山		前金払	請求できる	
支払条件		中間前金払	請求できる	

	甲府市総務部契約管財室契約課
問い合わせ先	$  \mp 400 - 8585$
同(1014)12元	甲府市丸の内一丁目18番1号
	電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和元年6月5日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

# 一般競争入札 (総合評価落札方式) 公告個別事項

入札番号 (舗装) 41号					
工事名		都市計画道路築造工事 (H31・朝日町通り線外)			
工事場所		甲府市宝一	甲府市宝一丁目・丸の内二丁目地内		
工事概要	道路築造・改良工 L=189.1m 舗装工 1式 ・アスファルト舗装工(t=940m A=447.0㎡ ・排水性舗装工(650mm) A=801.0㎡ ・透水性舗装工(t=230~280 A=140.0㎡ 他		m) O mm)		
	2	工期	令和元年:	12月20日まで	
	3	予定価格 (税込み)		3 1, 0 0 0 円 目当額 1 0 %で積算)	
	4	分別解体等及 実施義務	及び特定建設	投資材廃棄物の再資源化等の	適用
	1	本店所在地		甲府市内	
入札参加資 格	2	競争入札参加	叩資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知 合評定値(P) 6 5 0 点以」	
	3	同種工事施工	工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員と 績は、出資比率が20%以	こしての実

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
総合評価に	2	加算点の満点	1 0
関する事項	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
	1	入札説明書等配付開始 日	令和元年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和元年6月14日
	3	申請書受付開始日	令和元年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和元年6月14日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年6月20日
	6	設計図書配付開始日	令和元年6月5日
日程	7	設計図書配付締切日	令和元年6月21日
日任	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年6月21日
	10	入札日時	令和元年6月28日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和元年7月3日
	12	開札日時	令和元年7月9日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和元年7月10日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年6月26日 午後5時まで
説明	2	回答	令和元年6月27日

価格以外の	1	質問	令和元年7月5日まで	
る照会	2	回答	令和元年7月8日	
価格以外の語 を修正した場		公表	令和元年7月8日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度		<u>適用(甲府市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日改</u> <u>正)</u>		
		前金払	請求できる	
支払条件		中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選 択制とする。)	
		部分払	請求できる	
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

令和元年6月甲府市議会定例会を令和元年6月13日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和元年6月6日

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和元年6月6日

- 1 書類名 差押調書謄本 福発第1046号
- 2 送達を受けるべき者 (省略)
- 3 保管場所 甲府市役所 福祉保健部 介護保険課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市国玉町字塚腰887番3及び887番4 以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西八代郡市川三郷町上野179番地10 株式会社エブリワン 代表取締役 望 月 丈 二

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 和田平自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	植田浩士	丸 山 雅 秀
代表者 住 所	甲府市城東三丁目6番3号	甲府市城東三丁目8番4号

3 変更年月日 平成31年3月30日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 徳行本町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	内藤伸一	秋山孝男
代表者 住 所	甲府市徳行五丁目12番51号	甲府市徳行一丁目12番28号

3 変更年月日 平成31年3月24日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、 地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定 により、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 和田町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	宮坂哲夫	山寄久仁夫
代表者 住 所	甲府市和田町2967番地32	甲府市西田町2番地68

3 変更年月日 平成31年3月21日

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第10の規定により公示する。

令和元年6月7日

1	介護保険事業所番号	$1 \; 9 \; 7 \; 0 \; 1 \; 0 \; 5 \; 2 \; 4 \; 1$
2	事業所の名称	ケアフォーラム甲府
3	事業所の所在地	甲府市上石田3丁目8番8号4
4	当該事業所の申請者	甲府市上石田3丁目8番8号4
		企業組合介護・障害支援CFK
		代表理事 遠藤 りさ
5	サービスの種類	訪問介護
		介護予防・日常生活支援総合事業
		(介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	会和元年6月1日

介護保険法第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和元年6月7日

1	介護保険事業所番号	1 9 7 0 1 0 0 5 7 2
2	事業所の名称	ケアフォーラム甲府
3	事業所の所在地	甲府市上石田3丁目8番8号4
4	当該事業所の申請者	企業組合 ケアフォーラム
		代表理事 真 島 勝 重
5	サービスの種類	訪問介護
		介護予防・日常生活支援総合事業
		(介護予防訪問介護相当サービス)
6	廃止年月日	令和元年5月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市和戸町字長沢1065番1 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市大里町1677番地3 カーサジマE号室 伊藤勇治

別紙の者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和元年6月7日

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和元年6月7日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 平成30年度固定資産税第4期督促状

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和元年6月7日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

### 1 書類名

平成30年度(平成30年度分)介護保険料第5期分督促状平成30年度(平成30年度分)介護保険料第6期分督促状平成30年度(平成30年度分)介護保険料第7期分督促状平成30年度(平成30年度分)介護保険料第8期分督促状平成30年度(平成30年度分)介護保険料第9期分督促状

- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月10日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1 名称正和堂薬局2 所 在 地甲府市塩部一丁目11番11号3 開 設 者株式会社 IS ファーマシー 代表取締役 今村英樹4 指定の期間令和元年5月1日から令和7年4月30日5 指定番号生薬甲 1-6

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月10日

1	名 称	子どもの心のクリニック・テラ
2	所 在 地	甲府市伊勢三丁目8番11号
3	開設者	社会福祉法人 山梨立正光生園 理事長 加賀美尤祥
4	指定の期間	令和元年6月1日から令和7年5月31日
5	指定番号	生医甲 1-10

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び第82条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月10日

1	名 称	セキテイ調剤薬局 甲府昭和店
2	所 在 地	甲府市国母七丁目4番13号
3	開設者	有限会社千秋舎 代表取締役 田中正仁
4	指定の期間	令和元年5月1日から令和7年4月30日
5	指定番号	生薬甲 1-9

国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定に基づき、令和元年度地 籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 事業計画が定められた年月日 令和元年5月23日
- 2 調査を実施する者の名称 山梨県甲府市
- 3 調査地域
  - (1)新規地域 塚原町、上積翠寺町、下積翠寺町及び古府中町の各一部
  - (2)継続地域 山宮町及び塚原町の各一部
- 4 調査期間

令和元年6月3日から 令和2年3月31日まで 甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月11日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 入札対象業務

(1)入札番号 (業務委託)第462号

(2)業務名称 甲府市開発許可基準見直しに係る基礎調査業務委託

(3)履行期間 契約締結日から令和元年9月30日まで

(4) 履行場所 仕様書等による

(5)業務内容 仕様書等による

(6)予定価格 公表しない(7)最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満た す者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
  - ア 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門ー建設-都市及び地方計画又は建設部門-都市及び地方計画)、シビルコンサルティングマネージャ:RCCM(都市計画及び地方計画)、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者-調査・計画)等の業務内容に応じた資格を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)であること。
  - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係(参加申請日以前3か月以上の継続した雇用 関係)があること。
  - ウ 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、それぞれ別の者を配置できる 体制であること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であ ってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」 及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停 止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (7)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和元年6月11日(火)~令和元年6月20日(木) (この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。) 午前9時00分~午後5時00分 令和元年6月20日(木)については、午後3時00分まで
- (2)配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月11日(火)~令和元年6月20日(木) (この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。) 午前9時00分~午後5時00分 令和元年6月20日(木)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和元年7月3日(水) 午前10時00分
- (2)場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100 /108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金: (契約金額の10/100):納付ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法(昭和34年4月20日法律 第147号)第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和元年6月11日

## 甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 差押調書謄本

2 発送日 令和元年5月29日

3 返戻日 令和元年5月31日

4 通知者 (省略)

5 保管場所 甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和元年6月11日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 配当計算書 市民発第 2 1 1 6 6 号 充当通知書 市民発第 2 1 1 6 7 号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市市民部収納管理室滯納整理課

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者が職権消除により送付できないため公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和元年6月11日

甲府市長 樋口雄一

1 書類名

2 送達を受けるべき者

3 保管場所

特定空家等該当通知書

(省略)

甲府市役所 空き家対策課

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年6月14日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和元年6月11日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市湯田二丁目地内

2 犬又は猫の別:猫(4匹)

3 種類:雑種

4 性別:オス(2匹)、メス(2匹)

5 毛の色:キジトラ (メス1匹)、黒 (メス1匹、オス2匹)

6 その他の特徴:1ヶ月半くらい、首輪をしていない

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課 電話:055-237-2550

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月12日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称甲府市下小河原町字土尻31番1及び31番5以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市富竹一丁目9番13号 株式会社クローバー 代表取締役 丸 山 奈 津 子

介護保険法第75条第2項の規定による指定居宅サービス事業者として次の者の 廃止届を受理したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年6月12日

1	介護保険事業所番号	$1 \; 9 \; 7 \; 0 \; 1 \; 0 \; 3 \; 7 \; 2 \; 5$
2	事業所の名称	ネオケア訪問介護事業所
3	事業所の所在地	甲府市上阿原町451番地1
4	当該事業所の申請者	株式会社 ネオクリエイト
		代表取締役 笠 井 良 男
5	サービスの種類	訪問介護
6	廃止年月日	令和元年5月31日

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の 引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規 定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年6月17日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和元年6月12日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市富竹一丁目地内

2 犬又は猫の別:猫(2匹)

3 種類:雑種 4 性別:メス

5 毛の色:茶トラ、白黒

6 その他の特徴:1ヶ月半くらい、首輪をしていない

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課 電話:055-237-2550

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、次の者から指定 医療機関の事業の廃止の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月14日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

 1 医療機関コード
 0113069

 2 名
 称
 セキテイ調剤薬局美咲店

 3 所 在
 地
 甲府市美咲二丁目10番19号

 4 開 設 者
 有限会社千秋舎 代表取締役 田中正仁

 5 廃 止 年 月 日
 令和元年5月31日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次の者から指定介護機関の指定申請書記載事項に変更の届け出があったので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月14日

## 甲府市長 樋 口 雄 一

1 事業所番号 1 9 7 0 1 0 0 7 6 2 2 事業所の名称 アサヒサンクリーン株式会社山梨営業所 3 事業所の所在地 甲府市上石田2丁目31番38号 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 4 サービスの種類 アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役 田島哲 開設者 5 6 管 理 者 櫻林洋介 7 変 更 年 月 日 平成31年3月23日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関休止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月14日

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関休止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、休止年月日 別紙のとおり

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和元年6月14日

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関廃止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、廃止年月日 別紙のとおり

令和元年6月14日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 中町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	小林哲郎	三枝正雄
代表者 住 所	甲府市中町148番地	甲府市中町39番地3

3 変更年月日 平成31年3月21日

令和元年6月14日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 古上条自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	山田敏男	窪 田 克 一
代表者 住 所	甲府市古上条町255番地5	甲府市古上条町255番地4

3 変更年月日 平成31年4月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市上阿原町字塚腰789番2から789番5まで 以上4筆及び道
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市朝気二丁目1番18号 有限会社総信

代表取締役 須 田 千 鶴 子

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月14日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 甲府市小瀬町字三ツ又1036番1から1036番4まで及び 1037番2から1037番8まで 以上11筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市城東二丁目17番8号 株式会社大恵 代表取締役 伊 藤 正 英

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年6月19日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和元年6月14日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市飯田5丁目地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:オス

5 毛の色:茶トラ

6 その他の特徴:子猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課

電話:055-237-2550

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月17日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

### 1 入札対象業務

(1)入札番号 (業務委託)第475号

(2)業務名称 地籍調査に伴う調査・測量業務委託 (積翠寺第一地区)

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

(4)履行場所 仕様書等による(5)業務内容 仕様書等による

(6)予定価格 公表しない(7)最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満た す者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3)過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本 委託業務と同様の現地調査及び測量業務等を履行した実績を有する者であるこ と。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和元年6月17日(月)~令和元年6月26日(水) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時00分~午後5時00分 令和元年6月26日(水)については、午後3時00分まで
- (2)配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月17日(月)~令和元年6月26日(水) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時00分~午後5時00分 令和元年6月26日(水)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 電話055-237-5797

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和元年7月12日(金) 午前10時00分
- (2)場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100 /108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除

(2) 契約保証金: (契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国 (公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契 約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を 履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年6月24日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和元年6月17日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市下鍛冶屋町地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:メス

5 毛の色:三毛トラ

6 その他の特徴:成猫、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課

電話:055-237-2550

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和元年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 道路の種類 市道

2 路線番号 125

3 路線名 和田平東線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メート ル)
旧	甲府市城東五丁目105番2地先から 甲府市城東五丁目105番2地先まで	4. 62~ 4. 84	43.4
新	甲府市城東五丁目105番2地先から 甲府市城東三丁目272番地先まで	4. 50~ 7. 00	53.5

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課にお いて、この告示の日から令和元年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

道路の	路線名	区間	延長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	和田平東線	甲府市城東五丁目 105番2地先から 甲府市城東三丁目 272番地先まで	53.5	令和元年 6月18日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課にお いて、この告示の日から令和元年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

道路の	路線名	区間	延 長	供用開始の
種類			(メートル)	年月日
市道	下向山2320 号線	甲府市下向山町字山田 826番1地先から 甲府市下向山町字前田 197番1地先まで	172.9	令和元年 6月18日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課にお いて、この告示の日から令和元年7月1日まで一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

道路	なの	路線	名	区	間	延	長	供用開始の
種類	į					( > - )	トル)	年月日
市	道	上帯那4	号線	甲府市上帮	<b></b>	1 8 9	9.2	令和元年
				ノ木105	51番1地先			6月18日
				から				
				甲府市上帮	<b></b>			
				1337番	番2地先まで			

令和元年6月18日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 上石田三丁目自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	長瀬博生	小林道男
代表者 住 所	甲府市上石田三丁目1番31号	甲府市上石田三丁目1番5号

3 変更年月日 平成31年4月1日

令和元年6月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 横沢自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	青木茂	矢 崎 嘉 男
代表者 住 所	甲府市朝日二丁目13番6号	甲府市宝一丁目3番10号

3 変更年月日 平成31年4月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月18日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下飯田一丁目792番1、792番3から792番5まで、793番19及び793番20 以上6筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条101番地1

有限会社保泉商事

代表取締役 小 池 保

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した ところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法(昭和25年 7月31日法律第226号)第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、 いつでも交付する。

令和元年6月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 差押調書謄本 福発第1094号

2 送達を受けるべき者 (省略)

3 保管場所 甲府市役所 福祉保健部 介護保険課

介護保険法第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定 したので、同法第85条の規定により公示する。

令和元年6月20日

1	介護保険事業所番号	$1\; 9\; 7\; 0\; 1\; 0\; 5\; 2\; 3\; 3$
2	事業所の名称	虹の郷甲府
3	事業所の所在地	甲府市住吉五丁目3番17号
		甲府第一マンション101
4	当該事業所の申請者	中巨摩郡昭和町西条3798
		株式会社 虹の郷
		代表取締役 小 澤 佳 子
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	指定年月日	令和元年6月16日

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい つでも交付する。

令和元年6月21日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

1 書類名 平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書

兼決定通知書

平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書

兼更正通知書

平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書

兼決定通知書

2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

3 保管場所 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課

令和元年6月21日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 岩窪自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	保坂登志雄	山村茂雄
代表者 住 所	甲府市岩窪町252番地2	甲府市岩窪町110番地

3 変更年月日 平成31年4月5日

令和元年6月21日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 元紺屋町自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	石 原 忠 治	諏訪唯史
代表者 住 所	甲府市元紺屋町38番地1	甲府市元紺屋町36番地1

3 変更年月日 平成31年4月6日

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月21日

# 甲府市長 樋 口 雄 一

# 一般競争入札 公告個別事項

一板規  一  一  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大				
入札番号		(防水) 5 3 号		
工事名		上条中学校 屋内運動場屋根改修工事		
工事場所		甲府市古上条町95番地		
	1	工事内容		く改修工事       1,174.0 m²         ノス屋根防水改修工事       59.8 m²
	2	工期	令和元年9月	]20日まで
工事概要	3	予定価格 (税込み)	25,736,400円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 不適用		
	1	本店所在地		甲府市内
入札参加資格	2	競争入札参加	叩資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施口	工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成16年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格		入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等	<b>拿配付開始日</b>	令和元年6月21日
	2	入札説明書等	<b>等配付締切日</b>	令和元年7月2日
	3	申請書受付開		令和元年6月21日
	4	申請書受付約	等切日	令和元年7月2日 <u>午後3時まで</u>

	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和元年6月21日
	7	設計図書配付締切日	令和元年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和元年7月16日 午前9時10分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年7月11日 午後5時まで
説明	2	回答	令和元年7月12日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用(甲府市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日 改正)	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月21日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 入札対象物品
- (1)入札番号第910号(2)物件名卓球備品
- (3) 品質・規格・数量など 入札説明書による
- (4)納入期限入札説明書による(5)納入場所入札説明書による
- (6)予定価格 公表しない(7)最低制限価格 設けない
- 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「教材」又は「スポーツ用品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和元年6月21日(金)~令和元年7月5日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時~午後5時

- (2)配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5194
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月21日(金)~令和元年7月5日(金) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5194

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1)日 時 令和元年7月17日(水)午後1時30分
- (2)場所 甲府市役所本庁舎6階入札室1 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100 /108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に 国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

令和元年6月24日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 上阿原町新田自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	込 山 秀 彦	小 野 正 文
代表者 住 所	甲府市上阿原町723番地	甲府市上阿原町860番地

3 変更年月日 平成31年3月24日

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年7月1日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和元年6月24日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市飯田2丁目地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:オス

5 毛の色:白・茶

6 その他の特徴:1ヶ月齢位、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課

電話:055-237-2550

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の 引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規 定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和元年6月27日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は 処分する。

令和元年6月24日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 拾得場所:甲府市東光寺1丁目地内

2 犬又は猫の別:猫

3 種類:雑種4 性別:メス5 毛の色:白

6 その他の特徴:1ヶ月半くらい、首輪をしていない

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課 電話:055-237-2550

令和元年6月25日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 新青沼自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	保延健二	藏田賀節
代表者 住 所	甲府市宝一丁目11番22号	甲府市丸の内二丁目10番12号

3 変更年月日 令和元年5月27日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。 その関係図書はまちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年 6月25日

- 1 道路の位置 甲府市里吉四丁目1142番6
- 2 道路の幅員 6.00 m
- 3 道路の延長 29.54 m

甲府市民生委員定数条例(平成30年条例第31号)第2条の規定に基づき、民 生委員の定数を次のとおり定める。

令和元年6月26日

- 1 民生委員の定数
   453名
- 2 施行日令和元年12月1日

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和元年7月2日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は 処分する。

令和元年6月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 収容場所:甲府市下鍛冶屋町地内

動物種:猫
 種類:雑種
 性別:メス

5 毛の色:キジトラ

6 その他の特徴:2ヶ月齢位、首輪無し

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課

電話:055-237-2550

地方自治法第219条第2項の規定により、令和元年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和元年6月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和元年度甲府市一般会計補正予算(第1号)
- 2 令和元年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年6月26日 原案可決

令和元年6月26日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 名 称 山宮ハイタウン自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏 名	山 形 泰 介	中村力
代表者 住 所	甲府市山宮町3371番地546号	甲府市山宮町3371番地573号

3 変更年月日 令和元年5月12日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和元年6月27日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

### 1 業務名

甲府市女性起業等支援業務

2 業務概要

起業したい女性や、やりたいことが定まっていない女性等を対象に、各フェーズに応じた研修等を実施し、多様な女性の活躍や働き方を支援する中で、女性の起業等を増やすことを目的とする業務である。

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、民間事業者、公益財団法人、特定非営利活動法人等で、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 平成25年度から平成30年度までの間に、女性の起業に関る研修等の業務として、地方公共団体等から業務委託契約の履行実績を有していること。
- (2) 山梨県内に活動拠点を有していること。若しくは、本業務を受託した場合、甲府市との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがな されている者でないこと。

### 5 手続等

- (1) 「甲府市女性起業等支援業務公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)、仕様書、甲府市女性起業等支援業務企画提案書等作成要領・様式集(以下「作成要領」という。)を甲府市ホームページにて公表するので、適官ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画 提案書の作成については作成要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市 市民部 市民協働室 人権男女参画課 女性活躍係 〒400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17番1号(甲府市役所南庁舎1号館)

 $\texttt{T} \; \texttt{E} \; \texttt{L} \quad 0 \; 5 \; 5 - 2 \; 3 \; 7 - 5 \; 2 \; 0 \; 9 \\$ 

FAX 055-222-2062

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則 (平成12年3月規則第21号)第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和元年6月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る次の開発 行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月27日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字中耕地4051番1、4051番3から4051番10まで、4059番1、4059番4から4059番8まで、4060番1、4060番5及び4060番6

以上18筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課 に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目1番1号

リオ. 不動産コンサル株式会社

代表取締役 長 谷 川 一 也

平成31年度の甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。)第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する場合を含む。)、第14条の5の5第3項(第13条の2第4項において準用する場合を含む。)及び第14条の9第3項(第13条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

令和元年6月28日

### 甲府市長 樋 口 雄 一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	27,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	25,500円
	(2) 特定世帯	12,750円
	(3) 特定継続世帯	19,120円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	19,110円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,850円
	(2) 特定世帯	8, 925円
	(3) 特定継続世帯	13,384円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	13,650円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,750円
	(2) 特定世帯	6, 375円
	(3) 特定継続世帯	9,560円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	5,460円
9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5,100円
	(2) 特定世帯	2,550円
	(3) 特定継続世帯	3,824円
1	0 条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.34
1	1 条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	9,600円

1 2	条例第14条の5の5第1項第3号の世帯別平等割
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 6,700円
	(2) 特定世帯 3,350円
	(3) 特定継続世帯 5,020円
1 3	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第1号アに規定する額
	6,720円
1 4	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第1号イに規定する額
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 4,690円
	(2) 特定世帯 2,345円
	(3) 特定継続世帯 3,514円
1 5	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第2号アに規定する額
	4,800円
1 6	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第2号イに規定する額
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 3,350円
	(2) 特定世帯 1,675円
	(3) 特定継続世帯 2,510円
1 7	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第3号アに規定する額
	1, 920円
1 8	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第3号イに規定する額
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1,340円
	(2) 特定世帯 670円
	(3) 特定継続世帯 1,004円
1 9	条例第14条の9第1項第1号の所得割 100分の2.18
2 0	条例第14条の9第1項第2号の被保険者均等割 9,800円
2 1	条例第14条の9第1項第3号の世帯別平等割 6,000円
2 2	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第1号アに規定する額
	6,860円
2 3	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第1号イに規定する額
	4,200円
2 4	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第2号アに規定する額
	4,900円
2 5	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第2号イに規定する額
	3,000円
2 6	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第3号アに規定する額
_	1,960円
2 7	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第3号イに規定する額
	1,200円

甲府市屋外広告物条例(以下、条例という。)第9条第1項の規定により、次の とおり景観保全型広告規制地区を指定し、令和元年7月16日から適用する。

令和元年6月28日

#### 甲府市長 樋 口 雄 一

#### 1 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名称	区域			
	猪狩町	県道甲府昇仙峡線の高成町との境界から猪狩町字的場 521番2地先までの道路端から各50m以外の全域 (禁止地域を除く)		
	川窪町	県道甲府昇仙峡線の高成町との境界から新静観橋までの道路端から各 50m以外の全域(禁止地域を除く)		
	平瀬町	第1種禁止地域及び県道甲府昇仙峡線の金石橋東加 ら櫻橋までの道路端から各50m以外の全域		
北部景観保全	羽黒町	市街化調整区域		
	山宮町	市街化調整区域		
地区	上帯那町	禁止地域以外の全域		
	下帯那町	禁止地域以外の全域		
	上積翠寺町	全域		
	下積翠寺町	禁止地域以外の全域		
	塚原町	禁止地域以外の全域		
	岩窪町	禁止地域以外の全域		
	古府中町	禁止地域以外の全域		

名称	区域		
東部景観保全	善光寺二丁目	県道善光寺線の県道甲府韮崎線との交差点からJR 中央線ガードまでの道路端から50m以内の範囲	
	善光寺三丁目	市街化調整区域及び県道善光寺線の善光寺山門前交 差点からJR中央線ガードまで及び県道甲府韮崎線 の道路端から50m以内の範囲	
地区	善光寺町	全域	
	東光寺三丁目	県道甲府韮崎線の道路端以南 50m以内の範囲	
	東光寺町禁止地域以外の全域		
	酒折三丁目	県道甲府韮崎線の道路端から 50m以内の範囲	

酒折町	禁止地域以外の全域
桜井町	国道 140 号の北側道路端から 50m以北で禁止地域を 除く範囲
横根町	国道 140 号の北側道路端から 50m以北の範囲

名称	区域		
	右左口町	国道 358 号の右左口町字上の原 788 番 3 地先から右 左口交差点までの道路端から各 50m以内を除く全域 (禁止地域を除く)	
南部景 観保全 地区	下曽根町	国道 140 号の中央市との境界から国道 358 号との交差点まで及び国道 358 号の国道 140 号との交差点から上曽根町との境界までのそれぞれ南側道路端から50m以内の範囲、並びに下曽根地区工業等導入地区を除く全域	
	上向山町	国道 358 号の道路端から各 50m以内の範囲を除く全域	
	下向山町	全域	
	心経寺町	全域	
	中畑町	国道 358 号の中畑町字諏訪前 198 番 6 地先から右左 口交差点までの各 50m以内を除く全域(禁止地域を 除く)	

上記の規制区域図面については、都市計画課において令和元年6月28日から 令和元年7月12日まで公衆の縦覧に供する。

#### 2 景観保全型広告規制地区に適用される条例第7条第4項の基準

(1) 屋上に設置される広告物に係る基準

高さ	面積
5m以下とする。	1面あたり最大4㎡以下とする。

#### (2) 建植する広告物に係る基準

自家用広告物

高さ	面積
5m以下とする。	1面あたり最大4㎡以下とする。

自家用以外の広告物(道標・及び案内図を除く)

許可しないものとする。

#### (3) その他の広告物に係る基準

上記以外の基準については、その場所が属する第1種許可地域または第2種許可地域の基準とする。

## 教育委員会

甲府市教育委員会告示第19号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月26日

甲府市教育委員会 教育長 小 林 仁

1 入札対象業務

(1)入札番号 (教委)第1号

(2)業務名称 甲府市立小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

(4)履行場所仕様書による(5)業務内容仕様書による(6)予定価格公表しない

(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者(消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者)を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(6)

この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。

- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和元年6月27日(木)~令和元年7月8日(月) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時
- (2)配付場所 甲府市教育委員会総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入 手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月27日(木)~令和元年7月8日(月) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階 電話 055-223-7320

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1)日 時 令和元年7月26日(金) 午前10時
- (2)場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100 /108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100):納付ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の 1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月26日

甲府市教育委員会 教育長 小 林 仁

1 入札対象業務

(1)入札番号 (教委)第2号

(2)業務名称 甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

(4)履行場所仕様書による(5)業務内容仕様書による(6)予定価格公表しない

(7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件 をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者(消防設備点検資格者又は消防設備士及び 電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者)を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。 また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を 経過していること。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立が なされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争 入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1)配付期間 令和元年6月27日(木)~令和元年7月8日(月) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時
- (2)配付場所 甲府市教育委員会総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和元年6月27日(木)~令和元年7月8日(月) (この期間内の土曜日、日曜日を除く。) 午前9時~午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階 電話 055-223-7320

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和元年7月26日(金) 午前10時30分
- (2)場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2 甲府市丸の内一丁目18番1号 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 その他
- (1)入札保証金:免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100):納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく、甲府市立学校校舎等使用料条例(有料運動施設)に係る施設の使用料の収納事務の委託について、告示事項に変更があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月26日

### 甲府市教育委員会 教育長 小 林 仁

#### 1 変更する内容

#### 変更後

<u> </u>					
所 在	名 称		会	長	
甲府市岩窪町687-3	相川小学校利用運営委員会	米	Щ	健	
甲府市平瀬町933	千代田小学校利用運営委員会	末	木	鋼	治

#### 変更前

所 在	名 称	会	長	
甲府市屋形1-8-30	相川小学校利用運営委員会	広 瀬	祥	子
甲府市平瀬町933	千代田小学校利用運営委員会	田野口	喜	雄

2 変更年月日

令和元年6月1日

3 委託する事務

学校開放事業(有料運動施設)に係る施設の使用料の収納事務

# 選挙管理委員会

甲府市選举管理委員会告示第66号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する 法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50 の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第 86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定 する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第 4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数 は、次のとおりである。

令和元年6月3日

甲府市選挙管理委員会 委員長 志 村 文 武

1	1/50の数	3,	125人
2	1/3の数	52,	080人
3	1/6の数	26,	040人
4	選举人名簿登録者数	156.	238人

# 農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、令和元年6月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和元年6月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

#### 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和元年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 令和2年度山梨県農業行政施策に関する提言について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第30号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 青 木 俊 也

### 一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(舗装) 110009号			
工事名		(路4-2)路面復旧工事			
工事場所		甲府市寿町・相生一丁目地内(県民文化ホールの東)			
	1	工事内容			e m)
工事概要	2	工期	令和元年10	)月28日まで	
	3	予定価格 (税込み)	15,554,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>		
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適用		適用	
	1	本店所在地		甲府市内	
入札参加資 格	2	競争入札参加資格		舗装 直近の経営事項審査結果追 合評定値(P) 6 5 0 点以	
	3	同種工事施工実績		路面復旧工事等。 元請として平成16年4月 に完成、引き渡し済みのコ なお、共同企業体の構成員 実績は、出資比率が20% 合のものに限る。	二事。 員としての

			- LI - 3V HD - + 1 + 1	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> は求めません。)	
	1	入札説明書等配付開始日	令和元年6月5日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和元年6月14日	
	3	申請書受付開始日 令和元年6月5日		
	4	申請書受付締切日	令和元年6月14日 <u>午後3時まで</u>	
B 4B	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和元年6月20日	
日程	6	設計図書配付開始日	令和元年6月5日	
	7	設計図書配付締切日 令和元年6月21日		
	8	設計図書に関する質問 開始日		
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年6月21日	
	10	入札及び開札日時	令和元年6月28日 午前9時30分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年6月26日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和元年6月27日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度		適用(甲府市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日改正)		
支払条件		前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番 電話055-237-51	<b>~ 1</b> 号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和元年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者 甲府市上下水道局業務部長 青 木 俊 也

#### 一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 110011号			
工事名		(そ-5)配水量水器更新工事			
工事場所		甲斐市大久保・天狗沢地内(高区西配水池の南)			
工事概要	1	工事内容	・RRVP (φ100) 1 ・DIP. GX (泥吐管) (φ75) 0 ・RRVP (φ75) 1		8.2 m 1.5 m 0.6 m 1.0 m 0.7 m 2基 8基
	2	工期	令和2年1月14日まで		
	3	予定価格 (税込み)			
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務 適馬		適用	
	1	本店所在地		給水区域内	
入札参加資 格	2	競争入札参加資格		土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P)617点以上834点以下	
	3	同種工事施工実績		配水管布設替工事等。た の工事請負額が、900 実績に限る。 元請として平成16年4	万円以上の

		T	Y	
			に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績</u> <u>は求めません。)</u>	
	1	入札説明書等配付開始日	令和元年6月21日	
	2	入札説明書等配付締切日 令和元年7月2日		
	3	申請書受付開始日	令和元年6月21日	
	4	申請書受付締切日	令和元年7月2日 <u>午後3時まで</u>	
	5	入札参加資格確認結果 通知日		
日程	6	設計図書配付開始日	令和元年6月21日	
	7	設計図書配付締切日	令和元年7月9日	
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和元年6月21日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和元年7月9日	
	10	入札及び開札日時	令和元年7月16日 午前9時00分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
提出書類	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書	
入札参加資 格に対する	1	質問	令和元年7月11日 午後5時まで	
説明	2	回答	令和元年7月12日	
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金		免除		
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査 制度	適用(甲府市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日改正)		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

# 任免辞令

(市長事務部局)

阪 本 俊 美

甲府市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき 事務職員に採用する 行政事務職を命ずる 市民部市民協働室協働推進課主事を命ずる 任期は令和2年3月31日までとする

以 上 発 令 日 令和元年 6月 1日

甲府市副市長退職を承認する

岸川仁和

以 上 発 令 日 令和元年 6月30日

環境部 廃棄物対策室 廃棄物対策課 主事 小 林慎 吾 産業部 就農支援課 農林振興室 主事 中一 夫 田 市立甲府病院 診療部 医師 Ш 純 輝 相 市立甲府病院 診療部 医師 森 Ш 翔 市立甲府病院 看護部 川美 香 主任 浅

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和元年 6月30日